

## Antitrust & Competition Dispute Resolution

Tokyo

## Client Alert

17 June 2024

## 本アラートに 関するお問い合わせ先



井上 朗 パートナー 03 6271 9463 <u>akira.inoue</u> @bakermckenzie.com



立石 竜資 パートナー 03 6271 9705 ryosuke.tateishi @bakermckenzie.com



長橋 宏明 カウンセル 03 6271 9533 <u>hiroaki.nagahashi</u> @bakermckenzie.com



佃 浩介 アソシエイト 03 6271 9510 kosuke.tsukuda @bakermckenzie.com

## 米国司法省がヘルスケア市場の独占と共謀に 関する新たなタスクフォースを設立

米国司法省(DOJ)は、2024年3月9日、ヘルスケア市場の独占と共謀についての反トラスト局のタスクフォース(Health Care Monopolies and Collusion (HCMC))の設立を発表した $^1$ 。HCMC はヘルスケア市場における政策提言、調査活動、民事・刑事両面の執行の推進等を行うことにより、DOJの反トラスト局のヘルスケア産業における執行戦略と政策を指導する。

HCMC の設立は、DOJ が昨今特にヘルスケア分野を重視してきたことを示す、以下の一連の措置に続くものである。

- ヘルスケア分野における反競争的慣行の報告用オンライン・ポータルの開設:2024年4月18日、DOJとFTCは、ヘルスケア市場における競争を阻害する可能性のある行為について、一般市民が報告できるオンライン・ポータル(HealthyCompetition.gov)を開設した<sup>2</sup>。このオンライン・ポータルでは、一般市民が不公正で反競争的な医療慣行をFTCとDOJの反トラスト局に報告することができる。
- DOJによる大手医療保険会社の内部関係の調査:報道によれば、 DOJは最近、大手医療保険会社の調査を開始し、特に同社の保険部 門と、医療従事者の団体などを所有する同社の医療サービス部門と の関係についての調査を開始した(2月27日付 Wall Street Journal 紙)。
- DOJによる No-Poach 協定を巡るヘルスケア関連企業の訴追: DOJ はここ数年 No-Poach 協定(複数の雇用者が互いに従業員を雇用したり勧誘したりしないことを暗黙にまたは明示的に合意する内容の協定)を巡り、特にヘルスケア関連の企業を中心に訴追を続けていた。

DOJの反トラスト局の Jonathan Kanter 司法次官補は、今日の「ヘルスケアのプラットフォーム化」により、ヘルスケア業界では、医療費支払者、医療提供者、PBM(Pharmacy Benefit Manager)、請求処理業者、ひいては銀行などの多面的な性質を有する巨大企業や仲介業者が存在しており、これら巨大企業や仲介業者が驚くほどのスピードで資産を蓄積している状況を問題視し<sup>3</sup>、ヘルスケア業界のコスト増加やサービスの質の低下を招く独占的行為や共謀行為を特定し、根絶することを、HCMC の設立目的と位置付ける。

HCMCは、患者、ヘルスケアの専門家、企業、起業家が共有する広範な競争に関する懸念に取り組むこととなり、特に以下のトピックを、優先事項として指摘している。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> <a href="https://www.justice.gov/opa/pr/assistant-attorney-general-jonathan-kanter-announces-task-force-health-care-monopolies-and">https://www.justice.gov/opa/pr/assistant-attorney-general-jonathan-kanter-announces-task-force-health-care-monopolies-and</a>

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> https://www.justice.gov/opa/pr/federal-agencies-launch-portal-public-reporting-anticompetitive-practices-health-care-sector

<sup>3</sup> https://www.youtube.com/watch?v=HpiNZd87nQI

- 医療費支払者と医療提供者の結びつき(一例として、医療保険会社 等の支払者と病院等の医療提供者が合併する場面等が想定される)
- ヘルスケア分野における連続的な買収
- 労務、治療の質(一例として、医療従事者の労務問題に影響を与える問題や、患者に対する治療の質に影響を与える問題が想定される)
- 医療費の請求
- ヘルスケア IT サービス
- ヘルスケアデータへのアクセスと悪用

HCMC は民事・刑事分野の検事、エコノミスト、ヘルスケア業界の専門家、技術者、データサイエンティスト、調査官、政策顧問を、反トラスト局の民事・刑事・訴訟・政策プログラムおよび専門家分析グループの全体から集め、ヘルスケア市場における反トラスト法上の緊急の課題を特定し、対処する。

HCMCの設立により、米国のヘルスケアシステムに携わる様々な事業者への調査が活発化し、特に、HCMCが重視する上記優先事項に関する取引や行為がこれまで以上に調査の対象となることが予想される。企業は HCMC が重視する事項を認識するとともに、これまで反トラスト局の執行対象とされなかった行為や取引が執行の対象となる可能性があることから、今後の反トラスト局の執行傾向を注視すべきである。

以上